

移民政策における民族的多元主義の成立に関わる国際比較
—— アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリアの比較 ——

小野澤 正 喜¹⁾

A Comparative Study of the Formation of the Ethnic Pluralism
in the Migration Policies :

A Comparison of the U.S.A., Canada and Australia

Masaki Onozawa

Abstract

This paper discusses the formational process of the ethnic pluralism in the migration policies, comparing the cases of the U.S.A., Canada and Australia.

In the case of the U.S.A, up to the first half of the 20th century, the migration inflow was dominated by the European ethnic groups. In the middle of the 19th century, there was a gradual shift of the migrants from west Europe to south Europe, such as Italy, Spain and Greece. There was also increasing migration flow from east European countries. Those migrants became the ancestors of the present Latin and Slavic ethnic groups who are contesting against the established WASP (White Anglo Saxon Protestant). Asian ethnic migrants were negligible up to the middle of 20th century.

The first Asian migrants were Chinese, who were recruited at the plantation or mines as the blue collard laborers. They were soon replaced by the Japanese immigrants because of the rising anti-Chinese 'yellow peril' movement. The Japanese migrant flow was also strongly oppressed by the early stage of 20th century. However, there was a drastic change in the immigrants ingredients to the U.S.A after the WW II. The migrants inflow from the Asian countries increased with high rapidity replacing the European immigrants' inflow in the previous decades. In the case of the migrants from the South-east Asian countries, two factors mainly contributed to the rapid increase. The first factor was the refugee projects after the Vietnamese War as well as the Sino-Vietnamese and Cambodia-Vietnamese war. Based on those refugees numbering more than 600,000, Indochinese ethnic communities have been established with the population of almost 2 million. The second factor was the new immigration law enacted in 1965. The quality-oriented and open scheme of this law encouraged the Asian new immigrants with high quality and language capacity. The formation of the communities in the urban areas after

1) 育英短期大学現代コミュニケーション学科

1970 can be understood in this context. Most of the Asian immigrants keep their ethnic religions even after the assimilation process in the U.S. Thus, the presence of the Asian ethnic groups caused the diversity of the religions along with the multicultural social development.

In this paper, the parallel phenomena in Canada and Australia are discussed as well from the comparative viewpoint.

Keywords: ethnic group, migration, multiculturalism, immigration policy

キーワード: 民族集団, 移民, 多文化主義, 移民政策

1. はじめに—日本社会の「内なるグローバル化」と移民政策の課題

現在日本の人口は歴史的な転換点にある。2008年をもって1世紀半続いていた人口増大局面は終焉し、今後緩やかな人口減少局面に入る。少子化対策の政策効果もあり当初予測されていた年60万人の減少という規模は緩和されているとはいえ、現在約1億2,800万人の総人口が2050年には1億人、世紀末には7,000万人規模になることが予測されている。外国人の日本移住・移民志向が見られる中で、外国人の受け入れを含む人口政策の見直しは今後の重要課題になってくると考えられる。

国籍法の単一父系主義から双系主義への転換は既に1984年に行われ、日本人女性の国際結婚等による出生児の日本国籍取得の問題は解決している。しかし世界の大多数の国において国籍法上の「出生地主義」が採用されている中で、国籍法上の「血統主義」を固守していることの是非が問題化している。日本で生まれ日本語による教育を受けた在日韓国・朝鮮人が年平均15,000人帰化申請の形で日本国籍を取得している実態が制度の矛盾を浮き彫りにしている。

一方1980年当時3万人足らずであった日本国内の留学生数は、中曽根政権が提唱した「留学生10万人計画」(達成目標年2000年)は1年遅れながら目標値を達成しており、2010年時点では14万人の水準に達している。2008年7月、時の自民党福田

康夫政権は「留学生30万人計画」(達成目標年2020年)を掲げたが、政権交代等の曲折を経てもこの目標は堅持されている。更に重要なことは1990年代中盤以後、従来の日本留学生は原則日本において就職することを制限していた方針を変更して、日本留学終了者の日本における就職を認め支援する方向に日本政府の方針が転換したことである。従来の「頭脳流出」を阻止し、途上国人材の自国建設への貢献を期待する国際的な合意が崩れ、経済のグローバル化の中で人材の国際的争奪が展開されている中での変化である。アメリカ合衆国等が留学終了者のアメリカ国内での就職の禁止規定を維持している中で、日本では留学生の日本国内での就職が進行し、国内の労働力の構成要因になっている。現状で年5万人近くの留学生の新卒者の7割以上が日本国内で就職している。この趨勢が続けば彼らの日本定住→永住ビザ取得→帰化の流れが定着するものと思われる。

また1980年代より始められた日系外国人を中心とした外国人労働者の雇用・研修の急進展の結果、日系ブラジル人等の外国人労働者が急増し、この範疇の人口は現在の在日外国人202万人の過半を占めるまでになり、既に子弟の日本語教育、日本における就職が問題化する局面に至っている。

上記のように多面的に日本社会の内なるグローバル化が進行している。日本の労働人口は外国人労働者を相当数包摂し、毎年相当数の帰化者(日本国籍取得者)が増大しており、そうした要因を

前提にして日本の人口問題が語られるべき段階に至っている。日本の国籍法の改革や移民政策の転換が今後どのような形で進むにせよ、移民受け入れを基礎に国家建設をなし遂げてきた諸国の経験を詳細に検討していくことは喫緊の課題になっていると考えられる。そうした観点から移民受け入れを前提に人口政策を展開してきたアメリカ合衆国、カナダ、オーストラリアについての移民受け入れの歴史、とりわけ第2次大戦後に顕著に見られる移民政策における民族的多元主義の動向を検討することを本稿の課題とする。その際、いずれの国においても1970年代から1990年代初頭にかけて民族的多元主義成立への動きが見られた一方、1990年代中盤以後についてはその流れに対する逆流または批判的検証の動きが強まっていることを確認できる。本稿においてはその過程の前半、すなわち1990年代前半までの移民政策における民族的多元主義の成立過程に焦点をおいた考察を進める。

研究の方法としては、各国の移民政策史に関する事実関係を検討することを通じて、その同一性、差異を確認し、その背景に関する考察を加える形をとる。

2. アメリカ合衆国における移民政策の展開

1) 移民社会アメリカの1960年代以後の動向

1960年代アメリカ社会は黒人運動の高揚を一つの契機として新たなる展開を遂げた。その中で従来「メルティング・ポット」と呼ばれていたアメリカ社会は「サラダボウル」と呼ばれるような民族的多元主義を標榜する社会へと変化した。しかしこのことは白人中心の社会から多民族平等な社会へアメリカ社会が変ったことを意味してはいない。従来の WASP (アングロサクソン系プロテスタントの白人) 中心の社会から南欧系、東欧系等も対等にエスニックとしての権利、文化伝統を主

張する体制に移行したことがその中心的な内容をなしており、アジア系、アフリカ系、中南米系等は、WASP やヨーロッパ系エスニックに対するマイノリティとして相変わらずアメリカ社会の周辺的な存在として位置付けられる状況が続いている。

1960年代から1970年代にかけて主動的な力をもった多民族化への胎動は、1980年代の保守化への傾斜の中で後退し、都市部における黒人暴動、スペイン語系の不法入国の爆発的な増大、インドシナ難民の不適応といった否定的な面が報じられている。

「アジア系アメリカ人」に焦点が当てられる時、多くの場合エスニックグループとしての歴史も古く、ヨーロッパ系と同等の社会的上昇を遂げた日系、中国系が問題にされている。しかし、現在の移民の主流はフィリピン系、中国台湾香港系、韓国朝鮮系、東南アジア系等かつてのアジア系とは、出身国も、移民動機も、定着過程も異なる新しいアジア系になっている。

2) 人口動態から見たアメリカのアジア系移民

アメリカは独立建国後、5,000万人以上の移民を受け入れてきた。アメリカへの移民の流入は、1821—30年代は年平均10万人以下の水準であったが、1830年代に10万人台になり、1850—70年代は20万人台に増大し、1881—1930年の間、年平均50万人台の移民を見ている。出身国別構成を見ると、19世紀初頭より1910年代までヨーロッパ系が90%以上を占める形で推移していた。そうしたヨーロッパ系の中でも構成の変化が観察される。イングランド、ドイツ中心であった19世紀前半から、19世紀後半にはスコットランド、アイルランド系および南欧系、東欧系への比重変化が生じている。

1910—50年にヨーロッパ系の比率は70—50%の水準に低下するが、その間ヨーロッパ系移民の30—40%は、アメリカ大陸内の合衆国以外からの「二次移住」によって代替されている。その内訳を検討すると、過半はカナダからの移民によって

占められていた。アジア系の移民は、1821—30年に1万人台(年平均1,000人)を記録して以来、1851—60年の4万、1861—70年の6万、1871—80年の12万と全移民の2—4%を占める水準に達している。その過半は中国系であり、農業労働者、鉱山労働者、鉄道敷設工事関連の建設労働者によって占められていた。中国系低賃金労働者のアメリカ西海岸への流入は、「黄禍論(yellow peril)」の議論を引き起こし、1881—1900年の年7000人平均へと抑制させられていく。この間、ヨーロッパ系が南欧系、東欧系を中心に飛躍的な増大を見せているのと同様の数値になっている。アジア系の移民数はその後1901—1910年の32万人台、1911—1920年の24万人台と増加を見せるが、既に中国系はその10%を占めるにすぎず、殆どは日系によって代替されていった。日系の増大も排外主義運動の攻撃目標となり、1907—08年の日米の紳士協定¹⁾、1924年の移民法の改定等の措置によって1921—30年に11万に低下し、1930年以降は世界恐慌、太平洋戦争等の影響でアジアからの移民はほぼ全面的に停止していった。

1931—40年53万人、1941—50年13.5万人と世界恐慌、第二次世界大戦の非常事態の中で縮小していたアメリカ合衆国への移民の流れは1950年代には251.5万人と再び戦前の水準を回復していく。しかし戦後60年間の趨勢は、従来ヨーロッパ系中心であった移民構成に根本的な変化を内包していた。

戦後ヨーロッパからの移民・難民の受け入れは優先的に再開されるが、総移民人口に占めるヨーロッパ系の比率は、1951—60年52.70%と戦前の水準までは回復せず、その後1961—70年33.82%、1971—80年17.81%、1981—90年11.63%と大幅な減少傾向を示している。減少傾向のヨーロッパ系うち約半数は、アメリカ大陸からの移民によって占められている。アメリカ大陸の合衆国外地域からの二次移民比率はすでに1921—30年に30%台にのぼっていたが、1941—50年34.27%、1951—60年

39.63%、1961—70年51.67%、1971—80年44.12%、1981—90年38.43%と戦後も引続き高い水準を示している。更にその中に占めるカナダおよびニューファンドランドの比率は、1941—50年の48.40%から、51—60年の37.91%、61—70年の24.08%、71—80年の8.57%、81—90年の6.11%と劇的な減少を示している。一方で戦後期は中南米からのスペイン語系移民の数が飛躍的に増大し、全体の40%台を占める趨勢を示していった。

ヨーロッパ系移民の減少の残りの半数を担ったのがアジアからの移民であるが、その内容は戦前移民の殆どを占めていた日系、中国系のうち、日系はほんのわずかになり、中国系も大きく比率を落としている。代わってアジア系移民の中心を占めるようになったのはフィリピン系、韓国朝鮮系、東南アジア系、インド系、香港系等であり、また中国系も戦前の南中国の農民層中心から都市部からのビジネスマン、技師等へと学歴・職能的な属性を変化させている。

上記のような根底的な移民構成の変化を政治的に準備したのは、1960年代以降の黒人運動、エスニック集団による公民権運動であったが、アフリカからの移民は1941—50年の7,367人(0.7%)、1951—60年の14,092人(0.56%)から1961—70年の171,674人(0.87%)、1971—80年の198,259人(1.80%)、1981—90年の1,616,820人(2.56%)へと絶対数、比率共に大きく増大はしたが、全体に占める比率としては低いレベルにとどまっている。一方、東欧系は1941—50年の22,587人(2.8%)、1951—60年の57,475人(2.28%)に対し、1961—70年の87,590人(2.6%)、1971—80年の131,881人(2.9%)、81—90年の94,801人(2.76%)と微増にとどまっている。また、南欧系は1941—50年の115,764人(11.18%)、1951—60年の311,702人(12.39%)に対し1961—70年の466,041人(14.03%)、1971—80年の387,657人(8.63%)、1981—80年の100,186人(3.01%)と1970年代以後ははっきりとした減少傾向を示している。

それに対してアジア地域からの移民は急進を続けている。こうした統計的趨勢は、アメリカ社会において政治的に活発な民族運動のあらわれは、その時点における移民の増減に直結するものではないことを示している。それは黒人運動の高揚がアフリカからの移民急増を引き起こさなかったこと等によって例示されている。アメリカ国内のエスニック集団の運動の高揚はむしろ半世紀前後の過去の移民の趨勢と対応する傾向があり、特定の地域からの移民数の増減は、国際情勢や移民送出国のプッシュファクター等によって規定される複合的な現象であることを示している。こうした観点から以下、アジア系移民増大をめぐる諸要因についての考察を進める。

3) アジア系移民増大の背景—1965年移民法改正を中心に

19世紀中葉以降アメリカの対アジア移民政策は、国内に存在し続けた低賃金移民労働者に対する需要と、一般的な反アジア排外的意識、アメリカ人労働者のアジア人低賃金労働者への反発という相反する要因を孕みながら変動を続けてきた。

19世紀後半中国系移民数が増大したことに対し、アメリカ西海岸ではチャイナタウンの襲撃、黄禍論の高まりといった排外主義的な世論を背景に、米議会は1888年中国人を対象にした排外的な移民法を通過させた。更に19世紀末からの日本人移民の増大に際しては、日米間の紳士協定によって抑制を迫り、更に1917年のアジア系移民制限の強化、1924年のいわゆる「東洋人排除法」²⁾によって、その後のアジア系の移民を完全に抑えこんでいった。更にこの法律は、白人と黒人以外のアメリカへの帰化を排除する条項を含んでいた。

これらの民族的な差別措置はアメリカ憲法の規定する民主的一般原則に反し、民族的諸運動の高揚による圧力、外交的政治的な配慮等から第2次大戦中および戦後処理の過程で次々と撤廃されて行った。第2次大戦の最中、研究者、ジャーナリ

スト、宗教指導者によって構成された米議会の中国人排除法再検討委員会は、1888年の法律が民主的平等の原則に反すること、中国人に対する移民、帰化の制限は、進行中の対日戦争の同盟国である中国に対する侮辱となっていること等を理由に撤廃を議会に勧告した。これに対して議会は1943年、中国人移民の制限を廃止し年105人の移民枠を与えること、中国人長期滞在者の帰化を認めていくことを議決した。同様な法的措置は1946年にインド、フィリピンに対しても取られた。なお存続する反アジア的な一般の世論と、法的な整合性を求める圧力の接点で米議会はその後複雑な移民法の改定調整作業を続ける。種々の修正を経て通過した1952年移民法 (McCarran-Watler Immigration Act) はアジア太平洋三角地域 (ソ連、中東以外のアジア全域が包摂される地域) 圏内の各国に年最低100人の移民枠を与えること、しかし三角形全域で年間2,000人を限度とすることを規定した。またこの移民法は、決められた移民枠の中では、アメリカ社会に有用な技能・才能の保持者の優先、および親族との同居を求めるアメリカ市民・長期滞在者の優先を規定していた。この法律により日系人を含むすべての極東地域の出身者に対する平等な処遇という法的整合性が与えられた。これによって大戦中強制収容等の対象になっていた日系人に帰化の道が開かれ、帰化者が相次いだ。また、その後のいくつかの法的措置は国別移民枠外のアメリカ移住を容認した。たとえば1946年の戦争花嫁法は、アメリカ人軍属のアジア系妻子に対して移民割当枠外の移民を認めた。また1948年の国外追放者救済法 (The Displaced Persons Act) により、40万人のヨーロッパ人の移民を認めた際、数千人のアジア人を同法の適用対象とした。更に1950年以後、難民救済を目的に米議会が通過させた諸法案と大統領の措置—1953年の「難民救済法」 (Refugee Relief Act)、1956年のハンガリー—動乱の際の難民救済措置、1960年国連難民年の公正配分法 (Fair Share Law)、1960

年代のキューバ難民救済措置一の中では、パレスチナ系、中国系の難民の救済措置が盛りこまれる等民族的な平等に対する配慮が示された。

その後1950年代末に始まる各種市民運動の高揚の中で、1952年の移民法は民族的差別を含む法律として攻撃の目標になっていった。1963年以後ケネディ政権、ジョンソン政権は移民法の改正を推進するが、1965年に最終的な移民法の改正案が議会を通過した。新移民法では、国別の移民枠が撤廃され、一方1952年法にすでに存在した優先順位の原則が拡充発展されて移民受け入れの一般的な枠組みの中に組み込まれた。

1965年の法改正により移民の出身地域は大きな変化を見せる。1970年からははっきりとヨーロッパ系に対するアジア系の優位が見られることになった。次節では主要なアジア系移民集団につき検討を進めよう。

4) アジア系移民の増大とヨーロッパ系移民の減少

1960年以後のアジアからの移民数の増大は顕著である。移民カテゴリーの入国の場合、最終的には帰化をシアメリカ市民権を取得することが最終目標になるが、戦後のアジア系移民の場合帰化の比率、帰化までの期間が短いという傾向を認めることができる。このことはアジア系が移民法上の優先順位等の条件をクリアしつつ比率を伸ばしていること、アジア系民族集団の成熟につれて親族呼寄せ活用による連鎖的移民の流れをつくっていることに対応している。

アメリカの移民行政当局はヨーロッパ系移民に対しより積極的に門戸を開放しているにも拘らず国別の割当枠を満たすこともできずにいるが、これは、20世紀に入って以来のヨーロッパにおける出生率の低下と、EU 経済の順調な拡大の中でアメリカ移民を志向しにくい状況がヨーロッパ側に生じたことに関係している。こうした事情からヨーロッパ中心からアジア中心へと進んだアメリ

カ移民の比重変化は今後大きな逆行現象を生じさせないことを推測させる。

1970年以後のアジアの主要国別のアメリカ移民は、増大の一途をたどっているがその内訳につき各集団別に検討を進めていこう。

i) 中国台湾香港系

中国系のアメリカ移民は1850年代に41,000人、60年代65,000人、70年代123,000人、80年代61,000人と、アジアからの移民の殆どを占めていた。中国南部の農業地帯から押し出されて渡航した中国人農民は、当時のアメリカ社会が求めた農業労働力、建設労働力を供給しつつ、ハワイおよび西海岸の諸都市にチャイナタウンを形成していった。中国系の低賃金労働力はアメリカの労働賃金を押し下げる効果を持ち、西海岸を中心に排外主義的な黄禍論の高まりをもたらした。1888年アメリカ議会は、中国人を対象として排外的移民法を通過させた。この法律は第二次大戦中の1943年に撤廃されるまで中国人のアメリカ移民と帰化を阻止し続けた。1890年代以後、中国人労働者は日本人労働者にとって替わられることになり、中国人の移民は親族の呼び寄せを含め、1890年代15,000人、1900年代20,000人、1910年代21,000人、20年代30,000人、30年代5,000人、40年代17,000人と低い水準に抑えられていった。1953年移民制限の撤廃を受けて、戦後は徐々に回復し、1965年の移民法改正後は急増を示している。中国台湾の計で1950年代約1万人、60年代3.5万人、70年代12万人、80—86年20万人とアジア系の中では、フィリピン系、韓国朝鮮系に次ぐ移民数を記録している。他の民族と較べて親族の呼び寄せの比率が高いが、それ以外のカテゴリーでは高学歴、専門職が高い比率を占め、戦前の農民中心の移民とは明確な対照を示している。

各地のチャイナタウンは、19世紀に成立して以来、反アジア排外主義運動の攻撃目標とされ続けたが、1888年以後も残留した中国系住民によって維持され、130万の中国系アメリカ人のみならず、

アジア系移民全体の精神的拠りどころとしての機能を果たしている。第2次大戦後中国系の居住地がチャイナタウンから郊外へ移動しつつあるが、ビジネスの中心としてのチャイナタウンの機能は衰えていない。近年中国系の3—4世と、新たに入国する中国系新移民の志向性を反映して、チャイナタウン内外の構造の近代化が進められている。それはチャイナタウンにおける繊維工業の再生、アジア NIES からの対米輸出の増大を基礎にした中国系の投資増大により加速されつつある。

更に注目されるのは、香港からの移民の増大であり、1997年の香港返還をはさんで急増を示した。特記されるのはビジネス・カテゴリーを含む非移民の渡航が多いことである。それを合わせると実質的にアメリカで活動している香港系は相当数にのぼるものと考えられている。

ii) 日 系

日本人のアメリカへの移民は1860年代に遡るが、千人単位の移民が見られるのは、1888年の排外移民法成立の後のことである。同法により中国人のアメリカ移民が阻止されたのに取って替わる形で、西南日本の農村部からの移民が増大を始め、1880年代2,300人、1890年代26,000人、1900年代130,000人という移民数を記録している。これは、それまで海外移民を制限していた明治政府が、憲法制定後一転して国策として海外移民を推進する方向を辿っていったことを反映して進んだ現象であった。しかし、アメリカにおける反アジアの排外主義は、攻撃目標を日本人に転じ、日米間の外交交渉によって1907—08年の紳士協定が締結され、その後の日本からの新規移民は厳しい制限を受けていくことになる。1911—20年83,837人、21—30年33,462人と急減が数字にもあらわれているが、1911年以後の移民の過半数は写真結婚等による家族呼び寄せで、アメリカの日系社会の成熟に貢献はしたが、新規の労働者の流入は1910年代でほぼ全面的に終息に向かった。1924年の移民法改正により移民・帰化の制限は最終的な仕上げを

完了する。1931—40年1,948人、1941—50年1,555人という移民実績にその効果を確認することができる。更に、1941年の日米戦争勃発の結果、西海岸の日系人は財産没収、強制収容を経験する。リトル東京等の日本人街は取り壊され再び元の姿を取り戻すことはなかった。

戦後日本からの移民が再開されるが1965年の移民法改正後も年5,000人以下の水準にとどまり、年間2—3千人の水準にとどまっている。更にその半数はアメリカ市民の配偶者としての移民になっており、日本が既にアメリカへの移民の供給国でなくなっていることを示している。一方ビジネス、観光等の非移民のカテゴリーの日本人のアメリカ渡航は増大を続け、移民とは別な形で中長期滞在の日本人がアメリカ国内に並存する構図を現出している。

iii) 韓国朝鮮系

韓国系のアメリカへの移民は、19世紀末に遡るが、まとまった数の移民が記録されるのは1903年からで、1903—05年の間にハワイに7,000人、西海岸に1,000人が移民し、中国系、日本系に次ぐアジア人移民集団となる趨勢を示していた。しかし、1905年の日本による朝鮮の保護領化、1910年の日韓併合は、朝鮮半島からのアメリカ移民の流れを阻止する。日本政府はアメリカにおける韓国朝鮮系の反日運動の動きに配慮してアメリカ渡航希望者に旅券を発行しない規制を行った。更にアメリカにおいて朝鮮半島出身者は日本人として見なされ当時急速な高まりを見せていた反日運動の攻撃目標になった。従って戦前にアメリカ在住した韓国朝鮮系の数は1920年1,200人、1930年1,860人と低い水準にとどまり、1930年以降戦後までその数を減少させていった。また当時の在米韓国朝鮮系は教育水準の低い地方出身の農民によって占められており、主に農業労働者、生鮮食品の小規模店舗経営等に従事していた。大戦中には西海岸在住者は日本人と見なされ強制収容の対象にもなった。

戦後十数年の朝鮮半島からのアメリカ移住は、極めて少数にとどまった。また、朝鮮半島の分裂状態の結果、韓国からの移民に限られ、北朝鮮からはごく少数の政治亡命者にとどまっている。韓国からの移民は1953年まで100人以下、54—55年200人台、56年300人台、57年500人と低い水準で推移するが、58年に1,000人台になった後、63—66年2,000人台、67—68年3,000人台、69年6,000人台、1970年9,000人台と急速に増大する。1971年に1万人台になった後、アジア系移民の中ではフィリピンに次ぐ規模の移民を維持し続け、1980年代以後は3万人台で推移している。この増大には、1965年の移民法の改正が大きな要因として働いているが、同時に韓国政府がとった1960年代以後の海外移民奨励政策の果たした役割も無視できない。韓国政府は1962年、海外移民法を制定し、欧米、中南米およびアジアの各地への移民と一時的出稼ぎを奨励した。国家レベルの契約により、建設労働者、船員、パイロット、医師等を、各国に派遣し外資獲得、技術習熟、輸出促進をめざしたものである。1965年以後の韓国からの移民は都市部出身の高学歴者の比率が高く、一種の頭脳流出の様相を呈し、戦前の農村出身者を中心とした移民とは対照をなしている。また、アメリカが関与した朝鮮戦争の際、アメリカへの特別な難民受け入れは行っていないが、1960年代以後増大した韓国朝鮮系の中に占める、北朝鮮出身者の比率は極めて高い水準であった。朝鮮戦争の際、北から韓国側に避難移住したが、韓国社会での社会的上昇に限界を感じたため、アメリカに新天地を求めたという例が多く見られる。

第2次大戦前の韓国朝鮮系移民は人数も少なく、また彼らが日本の植民地住民として二重の差別の対象になっていたことからして、戦後朝鮮半島からのアメリカ移住が可能になった時点で、アメリカ大陸には中国系、日系に匹敵するような韓国朝鮮系のコミュニティは存在していなかった。戦後になり、全く新参に近い形で参入した移民と

しては驚異的な速度で戦後韓国朝鮮系のコミュニティがアメリカ諸都市に形成されていった。1965年以後のアジア移民の多くが高学歴者で占められていることもあり、多くの民族集団が戦前見られたような民族的閉鎖居住地域を形成しなくなっている中で、韓国系は、インドシナの難民系と並んで可視的な民族的コミュニティを都市部につくりだしていつている。1960年代以後の韓国朝鮮系コミュニティの特徴としては、講 (gae) を含む各種互助組織の高度の発達、小規模の小売、サービス業、縫製繊維関係の小規模生産等に従事する者が多い点が挙げられていた。これは学歴的な高さに対し均衡を欠いた観を呈していたといえる。しかし1980年代以後の韓国経済の高度成長の中で様相は急変した。韓国の最大の輸出市場であるアメリカに比し本国からの投資が急増し、韓国朝鮮系コミュニティはその前進拠点としての機能を果たすようになった。彼らの就業分野も変化し、電機、自動車等の工業製品の販売と組立、補修、金融業等の領域に比重を移していった。

iv) フィリピン系

フィリピンは米西戦争の結果1898年にアメリカの植民地になるが、アメリカはフィリピンのアメリカ化を推し進めるため、留学生の受け入れを開始した。大量のフィリピン人のアメリカ移民が始まったのは、黄禍論により日本人の移民が抑えられていくのと時期を一にしていた。その流れはまず1907—08年の紳士協定によって日本人農業労働者の流入が止まり、労働者不足に直面したハワイの砂糖黍プランテーションに対する移民をもって始まった。ハワイのフィリピン系人口は1920年には2万人を超え、1930年には6万人を超えている。1920年代にはフィリピン人の移民の流れは西海岸におよび1930年には45,000人のフィリピン人が、農場、漁場、缶詰工場等で働いている。これは1946年に独立するまでフィリピンがアメリカ植民地であったことから、アメリカ領住民としてアメリカ市民に準ずる扱いを受け、法的に「アジアからの

移民」の扱いを受けず、1924年の東洋人排除法の規制対象外になったためである。世界恐慌、大戦により1930年代以降移民は減少するが、戦後1950年の時点で、アメリカ本土とハワイにそれぞれ約6万人のフィリピン人が残っていた。1946年アメリカはフィリピンを独立させるが、それによりフィリピンは年100人の移民枠を与えられるアジアの一国となり、アメリカ移民は困難になる。しかし、フィリピンのアメリカ駐留海軍に勤務するフィリピン人には数量枠外の移民が許可され、結果として1940—50年代に年間1,000人台、1958年からは2,000人台、1962年からは3,000人台のアメリカへの移民受け入れが行われた。1965年の移民法の改正により1966年6,000人、1967年1万人と増大し、1970年以降は3万人以上の水準を保っている。1965年以後のフィリピン人移民の特色は優先規定上の専門技能者が多いことである。学歴も高く、都市部出身者が中心を占め、戦前の移民構成とは対照的になる。特に医師とパラメディカル関係技能者（看護婦等）は、アメリカ社会の都市や過疎地域の悪条件の医療施設を担う重要な要員としての役割を果たしている。

v) インド系

留学生を中心としたインド人のアメリカ渡航が始まったのは19世紀の末であるが、まとまった数の労働者の移住が始まるのは1907年である。パンジャブ、グジャラート、ベンガル等の地方出身の農民が、西海岸の農業、林業労働者、および鉄道敷設工事の建設労働者として入国している。1907—20年の間にその数は6,400人にのぼり、カリフォルニア州内にシーク寺院、モスク、ヒンドスタニ福利協会を設立している。しかしその後西海岸で反アジア感情が強まる中で、帰国者が相次ぎ、1940年の時点でアメリカに残留していたのは2,400人にすぎない。しかし、戦中戦後のアジア系の復権により1946年にはフィリピン系と共に、年100人の移民枠が与えられ、またアメリカ在留者の帰化が可能となった。帰化者による数量枠外の親

族呼び寄せを加え、1947—65年のインド人のアメリカ移民は6,000人に及んだ。1965年の国別移民枠の撤廃により、1966年2,500人、67、68年4,600人、69年6,000人、70年以後は1万人台へと急速に増加し、80年代以後は2万人台で増勢にある。66年以後の移民は戦前の移民が地方農民中心でアメリカ移民中最低の学歴構成であったのとは対照的に、都市部出身で高学歴の専門職、技能者を中心としたものになっていた。

以上アジアの主要な移民供給国につき検討を進めてきたが、それらに共通な特色として、以下の点を挙げることができる。

① 日系を除けば、アジアの主要各国が1965年移民法改正以後アメリカ移民を増大させていること。1965年移民法の優先規定により、戦前の農民を中心とした移民から、高学歴、高技能の移民に変化し集団構成に大きな変化が生じていること。新しい移民は語学的なハンディキャップも少ないことから、第一世代からすみやかな同化の可能性を持っていること。従って同化の点のみからいえば、閉鎖的な民族的居住地域に住まう必要はなくなっていたこと等である。

② アジア NIES の急成長の結果、アメリカを販売市場または生産拠点として位置付け、移民またはビジネスビザの滞在を行うアジア人が増大を始めていること。

上記のような新たな属性を持ったアジア系移民は今後アメリカ社会における、量的な構成比率を伸しつづけると思われるが、その構成員の質から考えて、そうした量的増大を踏まえて彼らはアメリカ社会における政治的、社会的、文化的な影響力を増大させていっていることを確認できる。

5) インドシナ難民系とタイ系新移民の共存

上記の検討で明らかになったアジア系移民集団増大局面にあるアメリカ社会に、インドシナ戦争終結後難民として移住したインドシナ系および新

参のタイ系移民集団が、どのような位置を占めているのかについて検討を進めよう。

i) ベトナム系

インドシナ三国からの難民・移民の受け入れは1990年までの実績でベトナム系39,0284人、ラオス系125,889人、カンボジア系89,975人、計606,148人となっており、この数は1975年以後のアジア移民の20%を超えている。このうち77-86年に帰化を完了している人数はベトナム系99,362人(25.46%)、ラオス系7,685人(6.10%)、カンボジア系4,827人(5.36%)にすぎず長期にわたる同化・帰化の過程が続いている。タイの難民キャンプからの受け入れ等の過程は既に完了し、その後、100万人以上の定着者の、親族呼び寄せが行われてきた。

インドシナ難民は、当初アメリカ50州ができるだけ均等に負担する趣旨で、多くの州に分散されたが、定着の直後から二次的な移住が始まり、雇用と教育の機会と生活上の便宜を求めて、州境を越えた移動が行われた。その際、同じインドシナ系といっても三国で言語、文化伝統が全く違っており、共通の行動は殆どとっていない。更に、ベトナム系の中は、以下のように複雑に分岐していた。

- ① アメリカに1975年以前から在留していたのは少数で留学生等に限られる。従ってサイゴン陥落の1975年時点ではベトナム人協会、学生組織等は存在していたが、大量の難民を受け入れるべき民族的コミュニティは存在していなかった。
- ② サイゴン陥落の直後に、ベトナムからアメリカに直行できたのは、アメリカ軍部と強い関係のあったベトナム系軍属、専門職、高級官僚であり、彼らは学歴も高く、その多くがキリスト教徒(57%)であり外国生活への適応性も持ち、また資産の一部を持ち込むことができた。基地での一時滞在の後、すぐにアメリカ国内での自由な移住が許されており、速やかな社会的上昇を遂げていった。

③ サイゴン陥落の後1-2年の間に、タイ、マレーシア、中国国境を越え、難民キャンプ等を経由してアメリカへの移住が許可されたグループ。構成は民族的にも、ベトナム系、中国系が半々位になり、宗教的にも大乘仏教徒の比率が高くなる。彼らの一部はベトナムでは指導的な地位にあり、高学歴者であったが、殆どは逃避行の間に資産を失っている。キャンプからの移民許可の段階で選択が行われているため、文盲者は少ないが、英語の能力については大きなばらつきがある。

④ 1979年以降の中越戦争の最中、海路または陸路国外逃亡をはかったいわゆる“ボートピープル”。その構成は多様であり、中国系の比率が高くなり、商工業者、農民、官吏、教師等職業的にも多様である。元社会主義下の指導層、元ベトミンといった経歴の持主も多く、本国の政府やアメリカ政府に対する立場も複雑である。殆んどが無一物でアメリカに渡ってきており、多くの場合親族や友人を逃亡途中で失う等の体験をもっている。

上記のような、多様な構成をもったベトナム系の多くが、カリフォルニア州等の限られたいくつかの州のロサンゼルス市、サンフランシスコ湾岸諸都市等の大都市部に集中を始め、低廉な住宅の得られる地帯に集住していった。宗教の違いに応じてカトリック系教会、プロテスタント系教会、禅宗寺院、浄土宗寺院等における宗教活動、各種文化組織、教育組織をも整備しつつ生活を展開してきた。国際的な広がりをもった政治的な諸組織の活動も活発で、政治的な立場の違いにより対立が顕在化していった。

経済的な側面についていえば、ベトナム系が集住を開始している地域が中国系、韓国系等の民族的コミュニティに隣接している点が重要である。このことは今後彼らがこれらアジア系の労働市場に取込まれていく可能性のあることを示している。

ii) カンボジア系、ラオス系とタイ系の共存

カンボジア系、ラオス系についてもベトナム系と同様な状況があるが、彼らはベトナム系よりも遅れてアメリカにやってきたこと、全体として貧困を共有する状況にあること、民族的な単位が小さいこと、殆どが上座部仏教徒であること等から、民族集団内部の分裂対立はそれほど顕著ではない。

ラオス系と一部カンボジア系の仏教徒の宗教活動に関連して、もうひとつの民族集団であるタイ系が重要な役割を果たしている。

タイ系は統計上アジア系の主要国の次に位置する移民集団である。人口統計上はタイ系人口は10万前後にとどまっているが、ロサンゼルス周辺で10万人以上、サンフランシスコ湾岸で3万人以上、ニューヨーク周辺で4万人以上、全米で30万人以上と言われている。タイ系のアメリカ移民の歴史は30年近くにわたり、生活様式の西欧化を進めている層も含め、タイ仏教への信仰は維持し続けている。それを基礎にアメリカの主要都市には僧侶の常住する仏教寺院が設立されている。タイ系は、大都市部のタイ系の商店街を除けば空間的に可視の民族的コミュニティを形成していないことから、週末に集中する寺院での仏教行事、文化活動、教育活動は民族的アイデンティティを維持する上で重要な機会となっている。タイ仏教において僧侶集団の中における修業と、在家仏教徒による僧への寄進行為を通じた積善行為は相補的な関係にあるが、アメリカのタイ社会において後者の肥大化が見られる。タイ本国では人生の節目ごとに自ら僧、見習僧になったり、僧から五戒、十戒を授けられ戒律を遵守する生活を送るということは一般的に見られるが、アメリカにおいては在家としての積善のみを行う者が多くなっている。仏教寺院で行われる仏教行事と並んで重要な意味を持ってきているのが僧侶を自宅に招いていとなむ法要（ニーモン）である。重要な法要には多数の僧侶の臨席が必要であり、僧侶が日常的に出向する範

囲は数百マイルの遠方に及ぶ。このように功德を生み出す制度としての寺院はタイ系社会の中核で重要な文化的統合機能を果たしており、人口数が一定数に達した都市では、仏像を安置した寺（ワット）と称する空間を確保する傾向が見られる。

タイ、ラオス、カンボジア本国では、数百年間基本的には同一の伝統に属する南方上座部仏教を民族宗教としてきた。政治的な対立から容認する結集、仏暦、僧侶集団に差があるが、アメリカ社会においてはそうした微細な差異は相対化され、またラオス、カンボジア本国の僧侶組織が解体されていたという状況もあり、アメリカのラオス系、カンボジア系は移住後の早い時期からタイ寺院との関係をもっている。当初はタイ寺院の仏事への参加であったが、近年各民族集団としての独自の寺院を構えるようになり、タイ人僧侶の法要への参加要請、住職としての招聘が行われている。ラオス系についてはラオス人がタイ語の聴解、読解に不自由を感じず、タイ僧の多くが東北タイ出身で言語的な類似性がある点から意志疎通上殆ど問題がない。一方カンボジア系では言語的な障害からパーリ語で行われる行事への参加要請が主となっている。またラオス系等の在家仏教徒が得度を受けようとした時、彼らは授戒壇と結戒に必要な僧集団を欠いていることから、条件を備えたタイ寺院に依存せざるをえない。また仏像、仏具の調達にはアメリカのタイ人社会またはタイ本国から仰がなければならない。

こうした宗教的文化的な共存、依存の関係は、経済活動の分野にも及んでいる。移民呼び寄せ手続きや航空券の手配のタイ系業者への依存、タイ系スーパーマーケットでの食品、日用品の調達、タイ系商工業者のもとでの就労等が、近年進んでいる。

このことはタイ系民族集団の側から見れば自らの民族集団に匹敵する規模をもった姉妹集団が加わったことを意味し、民族的な分節的労働市場等の形成に有利な条件が整ったということになる。

上記のベトナム系、タイ系—ラオス系—カンボジア系の二つの民族的複合体は、巨視的に見ればチャイナタウンを中核においたアジア系大コミュニティの周辺に生じた新生衛星集団として隣接して発展しつつあるということができる。彼らはまた民族的にははっきりと区別されるが、衣食住の基礎的文化要素では共通性を持ち、外部からはインドシナ系として一括して扱われることも多い。既に述べたようにこの民族集団群のアメリカ社会における人口は興隆しつつあるアジア系の中でも有数の規模を持ち、今後の人口増もその出生率の高さ、今後の呼び寄せ移民の可能性からして非常に大きな可能性を持っている。彼等の内婚志向、強固な民族的結集の現状から推して、今後相当長期にわたりアメリカ社会において固有の文化伝統の保持を続けていくと思われる。更に、ベトナム系エリート集団やタイ系高学歴層を核に、垂直的な統合整備が進むとすれば、アメリカ社会内における民族的利害集団として発展する可能性が高い。またアジア系民族集団全体としての経済活動の面についていえば、アジア NIES、アセアン等の経済発展はアジア系民族集団群の今後の動向に大きな影響を与えらると思われる。

3. カナダにおける移民政策の展開

1) カナダの移民政策の転換

カナダは国家形成の初期より1,200万人近くの移民を受け入れてきた。カナダへの移民の流入は1930年代と1940年代に顕著に低下しているが、これは主に世界恐慌による不況の中で燃え上がった反移民運動や、第二次世界大戦中の社会混乱によるものであった。しかし1950年代以後、移民の流入は1920年代の水準に回復している。それ以降、外国からの移民の流入は持続的な趨勢を示しており、1951年以後15万人台を維持している。流入する移民の内訳を見ると、ヨーロッパ系のみならずアジア系、アフリカ系についても構成の多様化が

見られる。その結果として外国生まれのカナダ人口の急進に多民族化の趨勢を見ることができ。その一方イギリス生まれのカナダ人の全人口に対する比率は1870年代の60%台から近年の40%前後へとこの140年の間に20%近く下落している。同じ期間にフランス系も比率を下げているが、30%前後は維持しており微減にとどまっている。その一方、近年非イギリス系、非フランス系人口の比率は30%前後に上昇している。こうした人口学的事実が1960年代以来のカナダにおける多民族多文化主義の台頭の基礎的条件となっている。

非イギリス系、非フランス系人口の中で、アジア系人口はまだ少数派でしかなく、カナダ人口の1.5%を占めているにすぎない。しかし、最近のカナダへの移住人口の中におけるアジア系の比率はかなりの増大を見せている。このアジア系のなかで、香港からの中国系移住者とインド系が1960年代以来上位を占めている。他方、1975年以後はベトナム系の移民人口が統計上大きな比重を占めるようになってきている。これらのベトナム系移住者の殆どは政治的難民であるが、彼らのカナダへの流入はカナダにおける多民族主義を加速させる要因になっている。

1952年制定のカナダ移民法は、1953年9月に施行されているが、市民および移民省は入国申請者に対して「その人の出身民族、市民、民族集団、職業、階級、または出身地域によって」拒否することができた。この段階で、イギリス本国、英連邦の白人地域、アメリカ合衆国およびフランスからの移住希望者に第一優先権を与える一方、アジアからの移住者はカナダ市民の直接的な親族に限るという、カナダ政府の伝統的な移民政策は未だ有効であったと思われる。しかし1962年に部分的な変更がこの移民政策に加えられ、熟練労働者についての移民枠の拡大が行われた。その目的にそって、移民の出身国の優先順位の原則は撤廃されていった。これによってカナダ市民の親族でないアジア系の熟練労働者の移民申請が可能になっ

た。1967年には、「ポイント・システム」と呼ばれる新しい移民審査の原則が導入されていく。このシステムのもとでは、直系親族カテゴリーの特例を別とすれば、あらゆる移住申請者は「当該者の性格、教育、訓練及び専門的技能」によって平等に審査されることになった。カナダ市民の保証を受ける移民申請者は次の二つのカテゴリーに分けられることになった。第1カテゴリーは家族員カテゴリーの親族であり、彼らは、属性審査の対象外とされた。第2カテゴリーはカナダ市民の受け入れ保証付きのカテゴリーであり、彼らはポイント・システムのもとでの審査対象になった。カナダの移民政策に持ち込まれたこの新しい自由競争システムは1970年代以後のアジア系移住者の顕著な増大に大いに影響を与えた。1976年移民法は、1978年4月に発効しているが、カナダへの移民許可の審査にあたっての諸原則は「人種、民族的起源、膚の色、宗教、性別等」による差別を行わないことを唱っている。この法律の制定は、移民政策をカナダの多民族政策に沿う形に自由化する方向付けに大きな力になった。

2) インドシナ難民受け入れの影響

第2次大戦後の国際情勢を受けてカナダへの移民は家族カテゴリー、独立的移住者の二つに加えて、ジュネーブ協定に基づく難民カテゴリーが加えられた。カナダは1951年のジュネーブ協定に1969年に加わっているが、難民というカテゴリーがカナダの法体系の中に導入されたのは、1976年移民法が最初であった。この法律制定以前にもカナダ政府は多くの難民を受け入れている。例えば1956—57年における37,000人のハンガリー人の受け入れ³⁾、1968年の12,000人のチェコ人の受け入れ⁴⁾、1972年のアジア系ウガンダ人の受け入れ、1970年代における7,000人のラテンアメリカ人の受け入れ等を挙げることができる。しかしこれらの受け入れはいずれも特例的な措置として行われたものであった。1976年移民法制定後、カナダ政

府は新たな移民政策を作成する必要に迫られた。インドシナ難民の移住の波はこの新たな政策の最初の適用例となった。

1960年代まで、ベトナムからカナダへの移住者は極めてわずかな数に限られその殆どは留学生の定住であった。しかし、ベトナム戦争の後半期、戦争の激化の中でカナダへの移住者は急速に増大していった。戦争終結直後、ベトナムからの移住者の波は飛躍的に増大していった。1979—80年にカナダが受け入れた60,049人のインドシナ系難民（内71.0%はベトナム難民）のうち、オンタリオ州は22,249人を受け入れているが、この数字はケベック州の13,069人、アルバータ州の7,770人等をはるかに凌いでいる。オンタリオ州に配属されたベトナム系移住者のうち当初からトロント首都圏に定住したのは55%であった。しかし、定着の直後から、周辺地域からトロント首都圏への二次的な移住が始まっていった。その上、この二次的な移住の流れは州の境界を越えて州間で進んでいった。この現象は主に、経済的に厳しい状況下で、他の諸都市と比較してトロント首都圏においては相対的に就職機会が多かったという事情に起因している。

こうした形で定着したベトナム系難民集団は、その後家族成員カテゴリーまたは受け入れ保証親族のいずれかの方法を使って、親族呼び寄せの権利を行使していった。更に彼らの大多数が若年層であったことから、その後の人口の自然増はかなり高い水準で推移した。

上記のような諸要因を踏まえてカナダの多民族主義的な移民政策と同化政策、とりわけアジア系に対して配慮された諸政策が展開されている。

4. オーストラリアにおける移民政策の展開

1) オーストラリアの移民政策の歴史

オーストラリアの移民政策は歴史的に白豪主義

(White Australia policy)を標榜するものであった。この白人最優先主義は1901年の移住制限法制定等の基礎付けのもとに長期にわたり継続され、アジア系等非白人の移民を排除し続けてきた。しかし1973年移民法によりオーストラリアは移民政策を大転換させ、それにより移民構成の多様化と多文化主義の流れがもたらされた。それと並行して難民の受け入れについても積極的に関与するようになった。その結果1970—80年代には多くのインドシナ難民の受け入れが進められた。

イギリス植民地として出発したオーストラリアは1901年には英連邦の一部を形成することとなり、各種法整備が進んだ。その一環として移民関連の法規が移住制限法、帰化法、太平洋諸島労働者法等として成立した。一般的なアジア人移民脅威論（「黄禍論」）を背景に決定された差別的な移民法は、1902年の日英同盟を結んだ英連邦の外交方針に反する側面を持ち、外交問題に発展したが豪連邦は白豪主義の移民政策を堅持した。日露戦争の際、親日論が強まり1904年には日豪パスポート協定が結ばれるが、移民の拡大には繋がらなかった。

アメリカ、カナダ等の移民の受け入れによって国家建設を進めた諸国において19世紀後半には中国人、日本人等のアジア人の受け入れが進んだが、それが賃金の低下や治安上の問題を招いたことから「黄禍論」が強まりアジア系の移民労働者の流入は急減していった。それでもこれらの諸国では親族の呼び寄せは認められるなど、流入の停止は1920年代を待たねばならなかった。それに対してオーストラリアの場合、19世紀段階よりアジア系の流入は限られており、1901年以後は移住制限法の効果から皆無に近い状態になり白豪主義が実体化していった。

しかしこうした状態は第二次大戦後に大きく転換する。その理由の第1は、19世紀以来アメリカ大陸やオセアニアに対して多くの移民労働者を送り出してきたヨーロッパ各国の人口動態にあっ

た。第二次大戦後急速に経済復興したヨーロッパ各国では国内の労働市場が活況を呈しており、海外労働移民の阻止要因になった。一方、戦後直後のベビーブーム以後はいずれの国も少子化の傾向を示し人口の長期的逡減の時代に入ってしまった。その結果として戦後ヨーロッパは海外移住労働者を送出する地域ではありえなくなっていった。その影響はアメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド等へのヨーロッパからの移住者の激減として歴然とした数値を提示していた。19世紀以来の大きな流れとしては西欧や北欧諸国中心のアメリカ大陸への移住が19世紀中盤以後は南欧の比率が高まり、20世紀に向かって東欧からの移民の比率が高まり、アジアからの移民がその一角に食い込む様相を呈していた。更に第2次大戦後はヨーロッパ世界の変化から、その地域からの移民を望むことができない状況になっていた。こうした一般的状況がヨーロッパ人志向のオーストラリア白豪主義の存立の基盤を奪っていったといえることができる。

変化をもたらした第2の要因は、オーストラリア政府による大量移民計画の展開である。広大な国土と天然資源に恵まれたオーストラリアは人口の拡大余力が十分にあり人口増を通じて経済開発を進めようとする人口2,500万人計画が労働党政権によって打ち出され、現有人口の出生率の状況からして大量の移民の受け入れが必須であるとされた。こうして、すでに西欧系は激減し、南欧系、東欧系に限られつつあったヨーロッパ移民減少状況の中における移民拡大計画策定は従来の白豪主義の根底的な見直しを結果した。

第3の要因は国際情勢の変化の中でオーストラリアが英連邦ないしイギリスとの強い紐帯から解放放たれて、アジアないしは環太平洋地域との関係に軸足を置かざるをえない状況が生じたことである。1973年のイギリスのEC加盟はそうした変化の引き金になった。イギリスがヨーロッパ諸国との関係を重視し始めたことに伴い、イギリス連

邦加盟諸国の弱体化が進んでいった。それに対応するため従来イギリスとの関係を最重要視してきたオーストラリアの外交政策はアジア志向の方向をたどった。まず日本とアジア NIES(韓国、台湾、香港、シンガポール)との関係強化が進み、次いで中国経済の急拡大の中で中国重視が進んでいった。こうした状況の中では外交的経済的関係への配慮が強く働き、アジア人差別を支柱とする白豪主義の維持は困難になった。

上記のような3つの要因の複合した結果としてオーストラリアの政策全般が大きく転換した。変化は移民労働者の問題にとどまらず、難民の受け入れや、移民労働者の適応や帰化、家族の社会福祉や教育等に関わる全般的な政策の変化を引き起こしていった。

1972年に成立した労働党政権は、1973年に「移民法」「オーストラリア市民憲法」の改正を行い、1975年には「人種差別禁止法」を制定している。これによって、移民の生活・雇用等にかかわる人種的民族差別が禁止されることになった。

上記と関連してオーストラリア政府は1975年のサイゴン陥落をもって始まったインドシナ難民の受け入れに対しても極めて積極的な対応をとった。ベトナム戦争の過程でオーストラリア政府が軍隊派遣を行ったこともあり、国際的な難民受け入れに応じざるをえない面もあったが、通常時の移民受け入れとは規模を異にする難民人口の受け入れは新移民政策の質を問うプロジェクトとなった。

2) ポイントシステムとアジア系移民の流入

前節で述べたようにオーストラリアの移民政策は既に白豪主義を克服してアジア系移民に対して開放的な体系に改変されている。しかし移民数の追求の中でも並行して移住者の質の確保が求められている。永住ビザを取得する外国出身者は家族移民と技術移民の2つのカテゴリーに大別されるが、オーストラリア市民またはオーストラリア永

住者が身元引受人となって呼び寄せる近親者である家族移民を除けば永住ビザは技術移民に対して発給されている。技術移民はオーストラリア政府が規定する「ポイント・システム」によって厳しくコントロールされている。移民・市民権省は労働市場調査にもとづいて「必要とされる移民職種リスト(MODL)」を作成しており、各職能には社会的ニーズに応じた点数が与えられている。これに英語能力等が加味されて一定のポイントをクリアした者に対して永住ビザが与えられている。既に見たように同様の制度は、他の諸国においても使われている。アメリカ合衆国は1965年の新移民法で移民枠の大幅増と併せて質的確保のための優先規定を適用している。またカナダ政府も1970年代以後同様の「ポイント・システム」を移民申請者の選別に適用している。これは19世紀以来、移民申請者の技能や語学力、経済力等の面での選別を重視することなく、移民を農業分野や建設・鉱業の現場労働者として就業させることを中心に進めてきた従来のあり方に対する大きな転換がなされていることを意味している。かつての移民は出身国の農山村や漁村の過剰人口から構成されており、移住先で語学を習得し文化的同化を達成し社会的上昇を果たすのに数十年(2-3世代)の期間を要していたことを改め、国の経済発展に必要とされる職能や技術を持つ者のみを受け入れる方向への転換である。この制度をクリアするためには高度の学歴、語学力、技能が必要であり、新移民は出身国の大都市圏の中間層以上の階層に限られる傾向にある。これによって即戦力としての技能が保証され、移住後短時日の間の同化や帰化が可能となっている。

オーストラリアにおいては近年移民の流れは上記のように大きな変化を遂げ、それによって多方面の社会変化が引き起こされていることに注目しなければならない。近年オーストラリアで進行している多文化主義、民族的多元主義の文化・社会運動の主要な担い手はこうした高学歴・高技能の新

移住者が中心的な担い手になっている。さらにアメリカやカナダにおいてはアジア系の移民の歴史が長期にわたったことからしてアジア系移民の中に、旧移住者たちの子孫としての2-3世と新移住者たちといういずれも高い社会的ポテンシャルを持った層の対立が顕在化しているのに対してオーストラリアにおいては旧世代が皆無に近く、新世代も最近20-30年の間に定着した層に限られているため移民集団の内部的な構成は一元的な傾向が強い。しかし、難民の受け入れも含めて考えれば内部構成は複雑度が高い部分を内在させている。

サイゴン陥落後、中越戦争、カンボジアのポルポト時代等を経て大量に押し出されてきたインドシナ難民は「ポイントシステム」によって選別された新移住者とは様相を異にする。難民の一部は軍部の幹部や旧王族、富裕層を含む一方、多くは無一物で出国した都市市民や農民たちである。また多くの山地民がベトナム戦争で特殊任務を帯びた活動をしていたことから、そうした特殊言語集団も相当数含まれている。こうした攪乱要因も内包させつつオーストラリアの多民族主義的な移民政策と同化政策が展開されている。

5. 結論

以上3カ国の移民政策を1990年代初頭までに見られた移民国籍法上の民族的多元主義の流れを中心に検討してきたが、共通の特徴点として確認できることを以下に列挙し、本稿の結論としたい。

- ① 3カ国共に19世紀以来イギリスを初めとする西欧各国からの移民を中心に受け入れることを通じて国家建設を進めてきていた。西欧各国からの移民の流れが減少する中で南欧、東欧からの移民が急増していった。
- ② その過程では、アジア諸国を初めとする非西欧各国は移民受け入れの対象外に置かれていた。19世紀末から非熟練労働者需要が農業

分野や建設業において増大する中でアメリカ、カナダでは中国系、日系等の受け入れが見られるようになるが一時的な労働力としてしか見なされず多くの制約のもとに置かれていた。また一般国民や労働組織側からは「黄禍論」が展開されるなど多くの抵抗を受けていた。

- ③ 第2次大戦後、事態は大きな転換を見せた。南欧、東欧を含めヨーロッパ世界からの移民の流れは終止した。これはヨーロッパ各国の経済発展が進む一方、少子化への人口動態が鮮明になり移民送出国が不可能になった事情による。
- ④ 一方、検討対象3カ国における第2次大戦後の人口需要は大きなものがあり、移民政策の弾力化が進んだ。また各国の国際紛争への関与とも相俟って難民の受け入れについても緩和せざるをえない状況が生じた。それらの結果として移民の流れが西欧を中心としたものから、アジア・アフリカを含む非西欧世界を中心としたものに転換した。アメリカ合衆国においては中南米からの移民が移民全体の半数近くに達する一方、アジア地域からの移民も同等のレベルに達した。
- ⑤ 非西欧からの移民にシフトすると共に見られた変化は、学歴、技能、語学力等において優秀で経済力も有する移民を選別する方向が強まり、「ポイント・システム」等が導入された。
- ⑥ 移民構成の民族的多様化は、各国における民族諸集団の運動とも呼応して民族的多元主義の流れを創り出していった。そうした事態の影響は移民選別における弾力化にとどまらず、移民集団の現地適応教育、民族的言語・文化保持の運動への行政的配慮にまで進展していった。その中で批判的な動きも醸成されたが、国内システムとしての民族的多元主義は定着していった。

上記の諸点の検討を更に深めることによって今後の日本社会の「内なるグローバル化」に関わる対処のあり方に関する多くの示唆を引き出すことができると考えられる。

注

- 1) 1908年に日米間で締結された一連の「日米紳士協定」で米国への移民は日本政府によって自主的に制限されることになった。その結果、以後10年ほどは日本人移民数はほぼ横ばいになった。
- 2) 「排日移民法」とも通称される1924年成立の合衆国移民法。紳士協定以後日本の自主規制とアメリカ社会の日本人排斥運動のバランスの中で推移していたが、この移民法が連邦議会で成立することによって日本人の移民は全面的に停止した。
- 3) 1956年にハンガリーで起きた反ソ連の民衆蜂起「ハンガリー動乱」は直ちにソ連軍により鎮圧されたが、数千人の市民が殺害され、約25万人の難民が国外逃亡した。
- 4) 1968年ドゥプチェク第一書記就任後の、言論の自由化や計画経済への市場原理の導入等の改革。いわゆる「プラハの春」はワルシャワ条約機構軍の介入によって鎮圧されたが、その過程で多くのチェコ人が国外に亡命した。

参考文献

綾部恒雄編『アメリカ民族文化の研究：エスニシティとアイデンティティ』日本放送出版協会、1982年
五十嵐武士編『アメリカの多民族体制—「民族」の創出』東京大学出版会、2000年

小野澤正喜「トロント市におけるベトナム系コミュニティの二重構造の分析」、綾部恒雄編『カナダ民族文化の研究：多文化主義とエスニシティ』刀水書房、1988年
森廣正編『国際労働力移動のグローバル化』法政大学出版会、2000年
吉原和男、クネヒト・ペテロ編『アジア移民のエスニシティと宗教』風響社、2001年
Castles, S. & M.J. Miller, *The Age of Migration*, New York ; Macmillan Press, 1993
Jock, C. et al., *Making Multicultural Australia*, Sydney : Pluto Press, 1995
Jupp, J, *From White Australia to Woomera : the Story of Australian Immigration*, New York : Cambridge University Press, 2007
Jupp, J & J. Nieuwenhuysen, *Social Cohesion in Australia*, New York : Cambridge University Press, 2007
Levinson, D & M. Ember (eds.), *American Immigrant Cultures*, New York, Macmillan Reference, 1997
Lien, Pei-Te, *The Making of Asian America Through Political Participation*, Philadelphia : Temple University Press, 2001
Mills, N. (ed.), *Arguing Immigration : the Debate over the Changing Face of America*, New York : Toughstone, 1994
Skeldon, R. (ed.), *Reluctant Exiles? Migration from Hong Kong and the New Overseas Chinese*, New York : M.E. Sharpe, 1994

〔2011年11月30日 受付〕
〔2012年1月12日 受理〕